

鳥取縣公報

第千百拾七號

昭和十五年三月二十九日

金曜日

本書ノ大キサ圖定規格A5列

縣令

◆鳥取縣令第三十一號
宗教團體法施行細則左ノ通定ム

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

宗 教

團 體

法 施

行 細 則

第一條 本則ニ於テ法トハ宗教團體法ヲ、令トハ同施行令ヲ、規則トハ同施行規則ヲ謂フ

第二條 寺院又ハ教會ノ設立ノ認可ノ申請書ニハ規則第十三條ノ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 設立ノ理由書

二 位置ヲ示ス市町村ノ平面圖

三 設立者及住職又ハ教會主管者タルベキ者ノ戶籍抄本及身分證明書

第三條 教派、宗派若ハ教團ニ屬セザル教會又ハ宗教結社教典、其ノ衍義等ヲ新ニ作成シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ教典、衍義等ヲ記載シタル書類ヲ具シ其ノ旨ヲ知事ニ届出ヅベシ

第四條 移轉ニ關スル寺院規則又ハ教會規則ノ變更ノ認可ノ申請書ニハ規則第十九條又ハ第二十一

00701

條ノ書類ノ外第二條第二號及第三號ノ書類ヲ添附スベシ 但シ縣内ニ於ケル移轉ノ場合ニ在リテハ第三號ノ書類ハ添附スルヲ要セズ

第五條 前條ノ規定ハ合併ニ因リテ寺院又ハ教會ガ設立スル場合ノ合併ノ認可ヲ申請セントスル場合ニ付之ヲ準用ス

第六條 住職、教會主管者又ハ其ノ代務者ノ就任ノ届書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ 但シ寺院又ハ教會ノ設立アリタル場合ニ在リテハ第二號乃至第四號ノ書類ハ添附スルヲ要セズ

- 一 任命書ノ寫
- 二 履歷書
- 三 戶籍抄本

四 身分證明書

第七條 總代名簿ノ閱覽ノ申請書ニハ當該寺院又ハ教會ノ名稱及所在地並ニ所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱ヲ記載シ申請人之ニ記名捺印スベシ

第八條 總代名簿ノ記載ノ證明ノ申請書ニハ證明ヲ受クベキ事項ヲ記載シ申請人記名捺印シ正副二通提出スベシ

市町村長ハ申請書ノ副本ニ證明文ヲ附記シ且職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ交付スベシ

第九條 財産臺帳ノ登録申請書ハ別記様式第一號ニ據リ正副二通提出スベシ

第十條 寺院又ハ法人タル教會ニシテ令第四條ニ掲グル財産ヲ取得シタルトキハ遲滞ナク財産臺帳登録ノ申請ヲ爲スベシ

特ニ重要ナル寶物ニ在リテハ其ノ寫眞ヲ添附スベシ

00702

第十一條 財産臺帳ノ閱覽ノ申請書ニハ當該寺院又ハ教會ノ名稱及所在地ヲ記載シ申請人記名捺印シ且之ニ收入印紙ヲ貼付スベシ

第十二條 財産臺帳ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ申請書ニハ當該寺院又ハ教會ノ名稱及所在地ヲ記載シ申請人記名捺印シ且之ニ收入印紙ヲ貼付スベシ 尙抄本ノ交付ノ申請書ニハ財産ノ種類及名稱ヲ記載スベシ

第十三條 財産臺帳ノ登録事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登録ナキコトノ證明ノ申請書ニハ證明ヲ受クベキ事項ヲ記載シ申請人記名捺印シ正副二通提出スベシ

第十四條 寺院又ハ法人タル教會ニシテ不動産ヲ取得シタルトキハ遲滞ナク所有權ノ登記ヲ爲スベシ

第十五條 境内地若ハ構内地又ハ境内建物若ハ構内建物ノ所有者ニ異動ヲ生ジタルトキハ住職又ハ教會主管者ニ於テ遲滞ナク其ノ氏名及住所ヲ知事ニ届出ヅベシ

第十六條 境内建物又ハ構内建物火災其ノ他ノ災害ニ因リテ滅失シタルトキ知事ニ提出スベキ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 災害ノ日時及原因
- 二 災害ニ際シ住職、教會主管者、其ノ他ノ關係者ノ採リタル處置
- 三 滅失シタル建物ノ名稱、種類用途、構造、坪數及所有名義
- 四 損害ノ程度
- 五 復舊其ノ他ノ處置

第十七條 昭和十五年勅令第九十九號第一條第三項ノ規定ニ依ル證明ノ申請書ニハ證明ヲ受クベキ事項ヲ記載シ住職、教會主管者又ハ其ノ代務者署名捺印シ正副二通提出スベシ

第十八條 寺院又ハ法人タル教會ニシテ左ノ事項ニ關スル認可ノ申請書ハ第三十一條及第三十二條ニ規定スルモノノ外更ニ副本一通ヲ要ス

一名 稱

二 所在ノ場所

三 所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱

四 教派、宗派若ハ教團ニ屬セザル教會ニ在リテハ其ノ奉ズル宗教ノ名稱及教義

第十九條 教會(教派、宗派若ハ教團ニ屬セザル教會ヲ除ク)ハ門戸ニ其ノ名稱及所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱ヲ標示スベシ

第二十條 知事監督上必要アリト認メタルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ寺院、教會若ハ宗教結社ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行若ハ宗教上ノ行事ヲ爲ス場所ニ臨監セシメ、教義ノ宣布、儀式ノ執行若ハ宗教上ノ行事ニ立會ハシメ又ハ帳簿物件等ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證スベキ證票(別記様式第二號)ヲ携帯スルモノトス

第二十一條 寺院、教會及宗教結社ハ左ニ掲グル事項ニ付毎年二月末日迄ニ其ノ前年分ヲ知事ニ報告スベシ

一 布教ノ狀況

二 公益事業ノ狀況

三 處務ノ概要

四 收支決算

第二十二條 左ニ掲グル事項ハ教派、宗派若ハ教團ニ屬セザル教會ノ教會主管者又ハ宗教結社ノ代

表者ニ於テ毎年一月末日迄ニ其ノ前年分ヲ別記様式第三號乃至第五號ニ依リ知事ニ報告スベシ

一 教會ノ教師數信徒數 (年末現在)

二 宗教結社ノ布教者及信徒數 (年末現在)

三 教師及宗教結社ノ布教者ノ國籍別數

第二十三條 行政區劃若ハ字又ハ其ノ名稱若ハ地番ノ變更ニ因リ各種臺帳記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ届出ヅベシ

第二十四條 規則第二十五條第一項中第十號ノ表簿ハ五年以上、第三號、第八號及第九號ノ表簿ハ十年以上、第七號ノ表簿ハ永年之ヲ保存スベシ

第二十五條 宗教結社ニ關スル届出ニ際シ添附書類トシテ提出スベキ代表者又ハ布教者ノ履歷書ニハ尙戶籍謄本及身分證明書ヲ添附スベシ

第二十六條 宗教結社ノ事務所ニハ其ノ規則、布教者及信徒ノ名簿並ニ會計帳簿ヲ備フベシ

第二十七條 宗教結社ヲ廢止シタルトキハ其ノ理由並廢止後ノ布教者、布教所及財産ノ處置方ヲ具シ代表者ニ於テ遲滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ届出ヅベシ

第二十八條 法、令、規則又ハ本則ノ規定ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ本則第十一條乃至第十三條ノ書類ヲ除キ寺院、教會又ハ宗教結社ノ所在地市町村役場ヲ經由スベシ

第二十九條 市町村長ハ前條ノ書類ノ進達ニ際シ意見書ヲ添フルコトヲ得

第三十條 令、規則又ハ本則ノ規定ニ依リ添附書類トシテ提出スベキ土地又ハ建物ノ圖面ハ第二條第二號ノ圖面ヲ除キ縮尺百分ノ一乃至六百百分ノ一トス

第三十一條 左ノ場合ニ於テ知事ニ提出スベキ書類ハ(經由應ニ要スルモノ、外)正副二通ヲ要ス
一 令第三十二條ニ於テ準用スル同第三十一條ノ承認ヲ申請セントスルトキ

二 規則第二十條若ハ第五十六條ノ認可ヲ申請セントスルトキ
 三 本山寺院、門跡寺院若ハ御由緒寺院、本部教會又ハ二以上ノ教派、宗派若ハ教團ニ屬スル寺院若ハ教會ニ付其ノ設立、法人ト爲ルコト、寺院規則若ハ教會規則ノ變更、合併又ハ解散ノ認可ヲ申請セントスルトキ
 四 昭和十四年法律第七十八號第一條ノ規定ニ依リ讓與セラレタル不動産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スル場合ニ於テ法第十條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請セントスルトキ 但シ合併又ハ移轉ノ結果其ノ跡地ヲ處分スル場合及公共用又ハ公用ノ爲必要ナル土地ヲ處分スル場合ヲ除ク
 第三十二條 境内地又ハ構内地ノ一部ガ他ノ縣ノ區域ニ涉ル寺院又ハ教會ノ設立ノ認可ヲ申請セントスルトキ、異ル道府縣ノ區域ニ存スル寺院又ハ教會ノ合併ノ認可ヲ申請セントスルトキ及他ノ縣ノ區域ニ涉ル境内地若ハ構内地ノ部分又ハ其ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ工作物ニ付令第十六條第十八條(第二十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十九條(第二十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第二十條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請セントスルトキ知事ニ提出スベキ書類ハ(經由廳ニ要スルモノノ外)關係道府縣ノ數ト同數ヲ要ス

附 則

第三十三條 本則ハ宗教團體法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第三十四條 明治二十四年六月鳥取縣令第四十五號寺院總代人選定方及其權限竝ニ大正十二年十月鳥取縣令第四十八號神佛道教會所規則施行細則ハ之ヲ廢止ス
 第三十五條 法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請書ニハ規則第六十七條ノ書類ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ
 一 教義ノ大要

二 寺院規則ニ基本財産ノ定メル場合ハ其ノ總額
 前項ノ認可ヲ申請セントスル場合ニ於テ知事ニ提出スベキ書類ハ(經由廳ニ要スルモノノ外)正副二通ヲ要ス
 第三十六條 寺院又ハ教會昭和十四年法律第七十八號第一條ノ規定ニ依リ國有財産ノ讓與ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ土地ノ地番及坪數ヲ記載シタル届書ニ圖面ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

別 記

樣式第一號 寺院(教會)財産臺帳登錄 (變更)ノ件

左記ノ通財産臺帳ニ登錄相成度此段及申請候也
 年 月 日 右 申請 人

何寺住職(何教會主管者)

總 總 總 總
 代 代 代 代
 氏 氏 氏 氏
 名 名 名 名
 印 印 印 印

鳥取縣知事 殿

記

一 寺院(教會)ノ名稱
 二 所在地

00707

- 三 所屬宗派(教派又ハ教團)ノ名稱
- 四 登録原因及其ノ日附
- 五 登録ノ目的
- 六 宗教團體法施行令第七條第三號又ハ第四號ノ事項

種類・名稱	員數	品質・形狀・法量	作者・由來	保管方法	其ノ他

基本財産

種類・名稱	記號番號	額面金額	拂込金額	管理方法	其ノ他

00708

備考

- 一 變更登録ノ申請ヲ爲サントスルトキハ變更スベキ個所ヲ朱書訂正ノ上「朱書ノ通變更致度」ト記スルコト
- 二 抹消登録ノ申請ヲ爲サントスルトキハ抹消スベキ個所ヲ朱線ニテ抹消シ「朱抹ノ通抹消致度」ト記スルコト

様式第二號

第 號

官 職 氏 名

(面 表)

宗教團體法施行細則
第二十條第二項ノ

證 票

鳥 取 縣



(面 裏)

宗教團體法施行細則

第二十條 知事監督上必要アリト認メタルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ寺院、教會若ハ宗教結社ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行若ハ宗教上ノ行事ヲ爲ス場所ニ臨監セシメ、教義ノ宣布、儀式ノ執行若ハ宗教上ノ行事ニ立會ハシメ又ハ帳簿物件等ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證スベキ證票(別記様式第二號)ヲ携帶スルモノトス

縦八・五種 横六・〇種

00709

様式第三號

教會ノ名稱	教師數		信徒數	
	男	女	男	女
計				

様式第四號

宗教結社ノ名稱	布教者數		信徒數	
	男	女	男	女
計				

様式第五號

教會又ハ宗教結社ノ名稱	日本人		米國人		英國人		總計
	男	女	男	女	男	女	
計							

教師及宗教結社ノ布教者ノ國籍別數

00710

様式第三號

教會ノ名稱	教師數		信徒數	
	男	女	男	女
計				

様式第四號

宗教結社ノ名稱	布教者數		信徒數	
	男	女	男	女
計				

様式第五號

教會又ハ宗教結社ノ名稱	日本人		米國人		英國人		總計
	男	女	男	女	男	女	
計							

教師及宗教結社ノ布教者ノ國籍別數

◆鳥取縣令第三十二號
 昭和十五年三月二十九日鳥取縣告示第百八十九號ヲ以テ河川法ヲ準用スベキ河川ト認定シタル區域ニ對シテハ明治三十二年勅令第四百四號第二條ニ規定スルモノノ外河川法第六條本文第九條乃至第十一條第十五條第二十四條第一項及第三項第二十九條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス
 昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣令第三十三號
 昭和二年五月鳥取縣令第四十號同四年十一月鳥取縣令第七十號及昭和八年八月鳥取縣令第二十四號河川法準用區域中春米川、土師川、有富川、勝部川、志村川、矢送川、瀧川、由良川、洗川、勝田川、矢筈川、石見川、新見川、黒川、名和川、俣野川、各河川區域ヲ左ノ通改正ス
 昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第 二 表

由良川		洗川		黒川		矢筈川		勝田川		瀧川		矢送川	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
自河口	自東伯郡榮村大字東高尾字中畦	自河口	自東伯郡上郷村大字野田字壹反庄田	自河口	自東伯郡成美村大字中村字砂田	自河口	自東伯郡以郷村大字福永字山ノ鼻	自河口	自東伯郡成美村大字中村字上寺内屋敷	自河口	自東伯郡以西村大字大父字澤ズイ	自河口	自東伯郡以西村大字大父字中河原
自河口	自東伯郡榮村大字東高尾字代田	自河口	自東伯郡上郷村大字福永字山ノ鼻	自河口	自東伯郡成美村大字中村字砂田	自河口	自東伯郡以郷村大字福永字山ノ鼻	自河口	自東伯郡成美村大字中村字上寺内屋敷	自河口	自東伯郡以西村大字大父字澤ズイ	自河口	自東伯郡以西村大字大父字中河原
自河口	自東伯郡榮村大字東高尾字中畦	自河口	自東伯郡上郷村大字野田字壹反庄田	自河口	自東伯郡成美村大字中村字砂田	自河口	自東伯郡以郷村大字福永字山ノ鼻	自河口	自東伯郡成美村大字中村字上寺内屋敷	自河口	自東伯郡以西村大字大父字澤ズイ	自河口	自東伯郡以西村大字大父字中河原
自河口	自東伯郡榮村大字東高尾字中畦	自河口	自東伯郡上郷村大字野田字壹反庄田	自河口	自東伯郡成美村大字中村字砂田	自河口	自東伯郡以郷村大字福永字山ノ鼻	自河口	自東伯郡成美村大字中村字上寺内屋敷	自河口	自東伯郡以西村大字大父字澤ズイ	自河口	自東伯郡以西村大字大父字中河原

志村川		春米川		新見川		土師川		勝部川		有富川		河川名	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
自河口	自東伯郡高城村大字大立字西田	自河口	自東伯郡若櫻町大字淵見字上河原	自河口	自千代川合流點								
自河口	自東伯郡高城村大字大立字西田	自河口	自東伯郡若櫻町大字淵見字上河原	自河口	自千代川合流點								
自河口	自東伯郡高城村大字大立字西田	自河口	自東伯郡若櫻町大字淵見字上河原	自河口	自千代川合流點								
自河口	自東伯郡高城村大字大立字西田	自河口	自東伯郡若櫻町大字淵見字上河原	自河口	自千代川合流點								

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

名和川	左岸	自西伯郡名和村大字加茂字下屋敷河口
	右岸	自西伯郡名和村大字加茂字佐摩坂
石見川	左岸	自日野郡石見村大字神戸ノ上字與市原日野川合流點
	右岸	自日野郡石見村大字神戸ノ上字千谷坂日野川合流點
俣野川	左岸	自日野郡米澤村大字下蚊屋字キクロ場日野川合流點
	右岸	自日野郡米澤村大字御机字下三机日野川合流點

◆鳥取縣令第三十四號

大正十五年六月鳥取縣令第四十七號土木費支辨並土木費補助規則中左ノ通改正ス

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條別表左ノ通改正ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一河川

河川名	所屬郡市名	區	域
陸上川	岩美郡	東村大字陸上下流	
吉田川	同	浦富町大字 <small>牧谷塚前</small> 浦富字 <small>稻荷後</small> 下流	
蒲生川	同	蒲生村大字洗井字 <small>登尾口清水谷</small> 下流	
小田川	同	小田村大字延興寺字村ノ内下流 蒲生川下流點迄	
荒金川	同	小田村大字荒金字向井手口臺下流 小田川合流點迄	
塩見川	同	福部村大字左近字中河原下流	
千代川	鳥取市八頭郡 岩美郡氣高郡	八頭郡山鄉村大字福原字福原下流	
湖山川	鳥取市 氣高郡	氣高郡湖山村字 <small>西代帆城</small> 下流 千代川合流點迄	
袋川	鳥取市 岩美郡	岩美郡大茅村大字雨瀧字 <small>河原土居橋ノ</small> 向下流	
上地川	岩美郡	成器村大字山崎字上荒船下流 袋川合流點迄	
大石川	同	大茅村大字大石字 <small>丸山根</small> 上河原下流 袋川合流點迄	
石井谷川	同	大茅村大字石井谷字 <small>安本</small> 早稻田下流 大石川合流點迄	

野坂川	氣高郡	明治村大字河内字丹防下流	千代川合流點迄
有富川	同	東鄉村大字有富字梅ヶ坪	千代川合流點迄
大路川	鳥取市 岩美郡	岩美郡米里村大字久末字橋本田	千代川合流點迄
砂見川	氣高郡	神戸村大字下砂見字ヲコ田	千代川合流點迄
私都川	八頭郡	上私都村大字落岩志谷口	八東川合流點迄
八東川	同	池田村大字岩屋堂字大向ヒ	千代川合流點迄
平木谷川	同	大御門村大字大門木戸口	八東川合流點迄
小畑川	同	八東村大字鍛冶屋ヲモイテ	八東川合流點迄
細見川	同	丹比村大字妻鹿野字妻鹿野土居	八東川合流點迄
來見野川	同	若櫻町大字來見野字芳原下流	八東川合流點迄
春米川	同	若櫻町大字淵見字カセカセ	八東川合流點迄
落折川	同	池田村大字小舟字赤淵	八東川合流點迄
大江川	八頭郡	大伊村大字下野字津家岸	八東川合流點迄

見槻川	八頭郡	隼村大字見槻字田合山	大江川合流點迄
曳田川	同	西鄉村大字牛戸字會津	千代川合流點迄
佐治川	同	佐治村大字加茂字屋敷土居	千代川合流點迄
北股川	同	智頭町大字芦津字カツラ	千代川合流點迄
新見川	同	智頭町大字口波多物見字新田	千代川合流點迄
土師川	同	智頭町大字西字塚馬橋	千代川合流點迄
長柄川	氣高郡	吉岡村大字長柄下流	
河内川	同	小鷺河村大字河内字中瀬東切部	中瀬西切部下流
末用川	同	鹿野町大字末用字露谷口	河内川合流點迄
水谷川	同	鹿野町大字水谷字五升谷	河内川合流點迄
勝部川	同	勝部村大字桑原字御堂田	勝部川合流點迄
日置川	同	日置村大字小畑字山崎	勝部川合流點迄
八葉寺川	同	勝部村大字八葉寺字山	勝部川合流點迄

今西川	同	勝部村大字澄水字穴畑下流 勝部川合流點迄
橋津川	同	淺津村大字南田下流
東郷川	東伯郡	東郷村大字方面猿走下流
川上川	同	松崎村大字川上字道祖神下流 東郷川合流點迄
羽衣石川	同	花見村大字長和田字双六番下流
天神川	同	小鴨、竹田兩川落合下流
竹田川	同	竹田村大字下畑字猿ヶ才下流 天神川合流點迄
三德川	同	三德村大字坂本字川上薩下流 竹田川合流點迄
加茂川	同	旭村大字森字上大鳥場下流 三德川合流點迄
波關川	同	三德村大字片柴字柿ノ木谷下流 三德川合流點迄
坪谷川	同	三德村大字坂本字御堂垣下流 三德川合流點迄
栗尾川	同	西郷村大字栗尾字大田下流 竹田川合流點迄
加谷川	同	竹田村大字加谷瀧ノ脇下流 竹田川合流點迄

鳥取縣公報 第千七百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可) 一八

田代川	同	竹田村大字田代字四十曲谷下流 竹田川合流點迄
小鴨川	同	山守村大字堀字下野平下流 天神川合流點迄
廣瀨川	同	上小鴨村大字廣瀨字金小矢下流 小鴨川合流點迄
矢送川	同	矢送村大字山口字一ノ瀨下流 小鴨川合流點迄
瀧川	同	矢送村大字關金宿字山和坂下流 矢送川合流點迄
清水川	同	山守村大字今西字災ノ神堀下流 小鴨川合流點迄
國府川	同	高城村大字櫻字上松尾下流 小鴨川合流點迄
北谷川	同	北谷村大字澤谷字樋ノ口下流 國府川合流點迄
志村川	同	高城村大字大立字西田下流 國府川合流點迄
由良川	同	榮村大字東高尾字代田中畦下流
加勢陀川	同	古布庄村大字三本杉字九田後口下流
洗川	同	上郷村大字福永字山ノ鼻下流
倉坂川	同	上郷村大字倉坂字中島下流 洗川合流點迄

鳥取縣公報 第千七百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可) 一九

八橋川	同	八橋町大字八橋字塔ノ本下流
勝田川	同	以西村大字山川字炭原下流
矢筈川	同	以西村大字大父字中河原下流 勝田川合流點迄
黒川	同	成美村大字中村字上寺内屋敷田下流
甲川	同	上山村大字羽田井字關見下平林下流
下市川	同	逢坂村大字高橋字山神ノ下下流
名和川	西伯郡	名和村大字加茂字下屋敷佐摩坂下流
東谷川	同	名和村大字名和字上岩坪天王ノ前下流 名和川合流點迄
阿彌陀川	同	大山村大字豊房古前下流
坊領川	同	大山村大字佐摩字益田新佐摩下流 阿彌陀川合流點迄
飯戸川	同	大山村大字飯戸下流 阿彌陀川合流點迄
宇田川	同	宇田川村大字西尾原字馬尾坂下流
天井川	同	宇田川村大字稻吉字宮田上村屋敷下流 宇田川合流點迄

鳥取縣公報 第一千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可) 二〇

佐陀川	同	縣村大字福万字財ヶ谷成リ下流
精進川	同	大高村大字岡成字源六新田下流 佐陀川合流點迄
日野川	西伯郡 米子市	日野郡多里村大字新屋字井手領下流
大江川	日野郡	溝口町大字上野川馬籠原下流 日野川合流點迄
野上川	同	二部村大字福岡字上坂根下流 日野川合流點迄
小江尾川	同	江尾村大字小江尾上松山戸鼻瀧下流 日野川合流點迄
船谷川	同	江尾村大字江尾字大ドンド平道寺下流 日野川合流點迄
俣野川	同	米澤村大字御机字下三机下流 日野川合流點迄
板井原川	同	根雨町大字金持字野谷尻下流 日野川合流點迄
眞住川	同	根雨町大字秋繩字大足谷五下流 板井原川合流點迄
印賀川	同	大宮村大字折渡字牛尾原下流 日野川合流點迄
石見川	同	石見村大字神戸ノ上字千谷坂下流 日野川合流點迄
九塚川	同	福榮村大字豊榮字ゴウロ谷尻上ミ道下前下流 石見川合流點迄

鳥取縣公報 第一千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可) 二一

法勝寺川	西伯郡	上長田村大字上中谷字笹畑下流 日野川合流點迄
小松谷川	同	賀野村大字井上字 <small>龜尻</small> 下流 法勝寺川合流點迄
東長田川	同	東長田村大字東上字比良ノ前下流 法勝寺川合流點迄
加茂川	同	成實村大字日原字川口下流
湖山池	氣高郡	全 面
東郷池	東伯郡	全 面
二 港 灣		
港 名	所 屬 地 名	
米子港	米子市	
境港	西伯郡 境町	
赤碕港	東伯郡 赤碕町	
鳥取港	鳥取市	
網代港	岩美郡 網代村	
田後港	岩美郡 田後村	

告 示

○鳥取縣告示第百八十一號
米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査員章返納セリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
區分番號	年 月 日	役場名	職名	氏 名
返納 第六〇號	昭和十五年三月十六日	日野郡石見村役場	書記	櫃 田 清

○鳥取縣告示第百八十二號
本縣小學校訓導山崎秀雄所有ノ小學校本科正教員免許狀亡失セシニ付キ再下附セリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

○鳥取縣告示第百八十三號

左ノ者牛馬商免許試驗ニ合格セシニ付牛馬商免許鑑札三月二十九日付下附セリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許鑑札番號	住 所		
	郡	市、町、村	大字、番地
第六二二號	鳥	取	田島 五五九番地
第六二三號	岩	美	三代寺 二五三番地
第六二四號	八	頭	用ヶ瀬 二九八番地
第六二五號	同	社	家奥 一三三番地
第六二六號	同	上私都	明邊 二一八番地
第六二七號	同	智頭	中田 二七八番地
第六二八號	同	丹比	德九 一、六三三番地
第六二九號	同	同	北山 八二番地
			田中利男
			尾崎幹夫
			佐々木寛治
			橋本喜代治
			森重五郎
			柳谷愛文
			池谷定美
			内田兼九
			氏名

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

第六三〇號	同	國中	万代寺 二二番地	吉本新松
第六三一號	同	西郷	弓河内 三〇一番地	竹内繁藏
第六三二號	氣高	逢坂	殿 三五〇番地	山田松次郎
第六三三號	同	大正	古海 七七七番地	前田龜太郎
第六三四號	東伯	倉吉	東町 四二五番地	豊田源吉
第六三五號	同	淺津	南谷 四四四番地	松本時太郎
第六三六號	同	古布庄	別宮 二六番屋敷	敷本爲次郎
第六三七號	同	大誠	嶋 七三番屋敷	福光雪藏
第六三八號	同	由良	妻波 一、二三七番地	中波定好

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

第六三九號	同	小鹿	東小鹿	六二五番地	長江公夫
第六四五號	西伯	光德	東坪	一、一六二番地	福留善重
第六四四號	同	賀野	市山	二九四番地	岡田忠吉
第六四五號	米子		富士見町二丁目一三一番地		田村俊雄
第六四六號	西伯	賀野	朝金	五〇九番地	赤井武夫
第六四七號	日野	山上	笠木	二、五七九番地	青戸重平
第六四八號	同	日野上	生山	一六三番地ノ二	坪倉政治
第六四九號	同	八郷	久古	一、五〇九番地	松原道雄
第六五〇號	同	多里	萩原	三七一番地	西村竹好

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

第六五一號	同	多里	同	三六七番地	金谷教一
第六五二號	同	山上	茶屋	二、三三五番地二	北垣潔
第六五三號	同	阿毘綠	阿毘綠	一、三七五番地一	岩田榮藏
第六四〇號	東伯	上小鴨	福山	二六三番地	菅原敏雄
第六四一號	同	同	上古川	一〇八番地	安藤乾二
第六四二號	同	下北條	曲	八四四番地	谷本正一

鳥取縣告示第百八十四號

昭和十五年三月二十九日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證番號	住 所	氏 名
一、二五七	日野郡八郷村大字小林貳百拾壹番地	村上恒義

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣告示第百八十五號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ畜牛結核病検査左ノ通施行ス依テ乳用牛及外國種々
牝牛ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該畜牛ヲ牽付検査ヲ受クベシ
昭和十五年三月二十九日

検査日期	検査場所	検査區域
自五月二日 至五月一日	岩美郡本庄村恩志	鳥取市一圓
自五月三日 至五月二日	同 津ノ井村生山	
自五月四日 至五月三日	八頭郡若櫻町若櫻	
自五月五日 至五月四日	同 國英村釜口	
自五月六日 至五月五日	氣高郡鹿野町鹿野	
自五月七日 至五月六日	同 湖山村湖山	
自五月八日 至五月七日	鳥取市西 町	
自五月九日 至五月八日	立川町	
自五月十日 至五月九日		
自五月十一日 至五月十日		

自五月十八日 至五月十九日	同 吉方町	鳥取市一圓
自五月二十日 至五月二十一日	同 田ノ島	
自五月二十二日 至五月二十三日	同 行徳	
自五月二十四日 至五月二十五日	同 古市	
自五月二十五日 至五月二十六日	同 富安	

鳥取縣告示第百八十六號

馬匹去勢法施行規則第十七條ニ依リ昭和十五年度馬匹去勢ヲ左記ノ通施行ス依テ去勢スベキ牡馬ノ
所有者又ハ管理者ハ去勢開始時刻迄ニ該馬匹ヲ最寄ノ去勢所ニ牽付クベシ
昭和十五年三月二十九日

去勢日期	時刻	去勢場所	出場區域
四月十五日	自午前八時 至午前十一時	東伯郡倉吉町家畜市場	縣一圓
四月十六日	同	同 市勢村同	
四月十七日	同	西伯郡所子村同	
四月十八日	同	同 大幡村同	

四月十九日 同 日野郡根雨町同
 四月二十一日 同 氣高郡大正村同
 四月二十二日 同 八頭郡船岡村同

鳥取縣告示第百八十七號

定期種牡牛検査並種牡牛監督検査、役肉用牛登録審査及優良牛保留検査左ノ通施行ス種牡牛検査登録審査及保留検査ヲ受ケントスル者ハ四月六日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

検査場所	期日		出場區域	検査時
	種牡牛検査 同上監督検査	役肉用牛登録審査 優良牛保留検査		
鳥取市吉方	四月八日	四月八日	鳥取市一圓	當 日 午
岩美郡浦富町	四月九日	四月九日	鳥取市一圓	
八頭郡用ケ瀬町	四月十二日	四月十二日	八頭郡一圓	
同郡船岡村	四月十二日	四月十二日	八頭郡一圓	
氣高郡大正村	四月十五日	四月十五日	氣高郡一圓	
同郡正條村	四月十六日	四月十六日	氣高郡一圓	
東伯郡倉吉町	四月十七日	四月十八日	東伯郡一圓	
同郡市勢村	四月十九日	四月十九日	東伯郡一圓	
同郡赤碕町	四月二十日	四月二十日	東伯郡一圓	
同郡赤碕町	四月二十日	四月二十日	東伯郡一圓	

西伯郡御來屋町	四月二十二日	四月二十二日	米子市一圓	前 十 時
同郡法勝寺村	四月二十三日	四月二十三日	米子市一圓	
西伯郡大篠津村	四月二十四日	四月二十四日	西伯郡一圓	
米子市勝田町	四月二十五日	四月二十六日	西伯郡一圓	
日野郡溝口町	四月二十九日	四月二十九日	日野郡一圓	
同郡根雨町	四月二十九日	四月二十九日	日野郡一圓	
同郡日野上村	五月二日	五月二日	日野郡一圓	
同郡日野上村	五月二日	五月二日	日野郡一圓	
同郡日野上村	五月二日	五月二日	日野郡一圓	
同郡日野上村	五月二日	五月二日	日野郡一圓	

鳥取縣告示第百八十八號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 東伯郡西部植物油小賣組合

(ロ) 地 區 八橋警察署管一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ植物油ノ小賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	單位	小賣價格	備考
菜種油	一升(四百匁)	一、五四	菜種油一升未滿ノ量賣ノ場合ハ一合當リ一六錢
胡麻油	一升(四百匁)	二、二九	
佳油	一升(四百匁)	一、九六	

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年三月二十九日

四 認可ニ附シタル條件

- (1) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (2) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百八十九號

明治三十二年勅令第四百四號ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ經左ノ河川區域ニ河川法ヲ準用ス

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一表 河川名 河川法 準用區域

壺見川	荒金川	今西川	落折川	平木谷川	栗尾川	羽衣石川
右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
岩美郡福部村大字左近中河原河口	岩美郡小田村大字荒金字井手口臺	氣高郡勝部村大字澄水字穴畑	八頭郡池田村大字小舟字赤淵	八頭郡大御門村大字大門字木戸口	東伯郡西郷村大字栗尾字大田	東伯郡花見村大字長和田字大谷
左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
岩美郡福部村大字左近字御法	岩美郡小田村大字荒金字向田	氣高郡勝部村大字澄水字穴畑	八頭郡池田村大字小舟字久ソキ	八頭郡大御門村大字殿字福藏	東伯郡西郷村大字栗尾字大田	東伯郡花見村大字長和田字双六番
右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
岩美郡福部村大字左近字御法	岩美郡小田村大字荒金字向田	氣高郡勝部村大字澄水字穴畑	八頭郡池田村大字小舟字久ソキ	八頭郡大御門村大字殿字福藏	東伯郡西郷村大字栗尾字大田	東伯郡花見村大字長和田字大谷

廣瀨川		八橋川		倉坂川		天井川		東谷川		九塚川		眞住川	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
自東伯郡上小鴨村大字廣瀨字金小矢	自東伯郡上小鴨村大字廣瀨字上屋敷	自東伯郡八橋町大字八橋字塔ノ本	自東伯郡八橋町大字八橋字上前田	自東伯郡上郷村大字倉坂字中島	自東伯郡上郷村大字倉坂字中會	自西伯郡宇田川村大字稻吉字宮田	自西伯郡宇田川村大字稻吉字上村屋敷	自西伯郡名和村大字名和字上岩坪	自西伯郡名和村大字名和字天王ノ前	自西伯郡福榮村大字豐榮字家ノ前	自石見川合流點	自日野郡福榮村大字豐榮字ゴウ口谷尻上ミ道下タ	自板井原川合流點

◆鳥取縣告示第百九十號

昭和二年四月鳥取縣告示第百十六號、同四年十一月鳥取縣告示第二百九十五號及昭和八年八月鳥取縣告示第三百二十一號河川法準用河川區域中春川米、土師川、有富川、勝部川、志村川、矢送川、瀧川、由良川、洗川、勝田川、矢筈川、石見川、新見川、黒川、名和川、俣野川、各河川區域ヲ左ノ通改正ス

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第二表

勝部川		有富川		河川名	
右岸	左岸	右岸	左岸	河川	法 準 用 區 域
自氣高郡勝部村大字桑原字御堂田	自氣高郡勝部村大字桑原字岸下	自氣高郡東郷村大字有富梅ヶ坪	自千代川合流點	河川	法 準 用 區 域

士師川		新見川		春米川		志村川		矢送川		瀧川		勝田川	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點	千代川合流點
東伯郡智頭町大字西字塚字馬橋	東伯郡智頭町大字東字塚字馬橋	東伯郡智頭町大字波多字出合	東伯郡智頭町大字物見字新田	東伯郡若櫻町大字淵見字カセカセ	東伯郡若櫻町大字淵見字上河原	東伯郡高城村大字大立字西田	東伯郡高城村大字大立字向田	東伯郡矢送村大字山口字一ノ瀬	東伯郡矢送村大字山口字流山	東伯郡矢送村大字關金宿字小和坂	東伯郡矢送村大字關金宿字山手	東伯郡以西村大字山川字岸ノ下	東伯郡以西村大字山川字炭原

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

矢筈川		黒川		洗川		由良川		名和川		石見川		俣野川	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
東伯郡以西村大字大父字澤ズイ	東伯郡以西村大字大父字中原	東伯郡成美村大字中村字上寺内屋敷	東伯郡成美村大字中村字砂田	東伯郡上郷村大字福永字山ノ鼻	東伯郡上郷村大字野田字壹反庄田	東伯郡榮村大字東高尾字代田	東伯郡榮村大字東高尾字中畦	西伯郡名和村大字加茂字下屋敷	西伯郡名和村大字加茂字佐摩坂	日野郡石見村大字神戸ノ上字與市原	日野郡石見村大字神戸ノ上字千谷坂	日野郡合流點	日野郡合流點
勝田川合流點	勝田川合流點	東伯郡成美村大字中村字上寺内屋敷	東伯郡成美村大字中村字砂田	東伯郡上郷村大字福永字山ノ鼻	東伯郡上郷村大字野田字壹反庄田	東伯郡榮村大字東高尾字代田	東伯郡榮村大字東高尾字中畦	西伯郡名和村大字加茂字下屋敷	西伯郡名和村大字加茂字佐摩坂	日野郡石見村大字神戸ノ上字與市原	日野郡石見村大字神戸ノ上字千谷坂	日野郡合流點	日野郡合流點

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣告示第百九十一號
左ノ河川敷ハ今回其ノ公用ヲ廢止ス
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 東伯郡八橋町大字八橋字上粟子三、三二一ノ一番地先舊河川敷二百二十八坪
- 一 同所字四十八二、九二一番地先舊河川敷二百四十四坪
- 一 同所字黒見ヶ淵三、二一五ノ二番地先舊河川敷六十八坪
- 一 同所字八幡田三、二〇四ノ一番地先舊河川敷三十一坪

別紙關係圖面ノ通(關係圖面ハ鳥取縣廳保管)

鳥取縣告示第百九十二號
東伯郡社村和田耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第百九十三號
氣高郡小鷺河村河内第二耕地整理組合地區並設計書及規約變更ノ件認可セリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第百九十四號
產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00738

住所 鳥取縣東伯郡倉吉町大字荒神町四百拾六番地
昭和十四年十二月二十八日婚姻ノ爲メ前姓吉田ヲ笠原ニ改姓並本籍異動ニ依リ產婆
名簿訂正方出願ニ對シ昭和十五年三月十八日訂正

笠原光子

鳥取縣告示第百九十五號

愛知縣名古屋市熱田區東町新宮坂五四墓地ハ今回熱田神宮神苑擴張ニ伴ヒ廢止スル事ト爲リタルモ
緣故者不明ノモノ有之ニ付キ同墓地内ノ有緣者ハ三月末日迄ニ管理者名古屋市熱田區熱田東町新宮
坂五四近藤隆道宛申出ヅベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會ア
リタリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第百九十六號

靜岡縣沼津市本町六三八墓地ハ今回整理ノ爲メ改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノモノ有之ニ付
キ同墓地内ノ有緣者ハ四月十五日迄ニ管理者沼津市本町六三八淨土宗乘運寺住職林輝彦宛申シ出
ヅベク若シ右期日内ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜措置スベキ旨照會アリタリ
昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第百九十七號

左記墓地ハ今回改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノモノ有之ニツキ同墓地内ノ有緣者ハ五月五日

迄ニ管理者宛申出ツベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリ
タリ

昭和十五年三月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 墓地所在地

イ 和歌山縣和歌山市和歌浦町字金山二七八墓地

三畝二十八步

ロ 同 縣同 市同 町字同二八〇墓地

二畝十一步

ハ 同 縣同 市同 町字鶴立島三九二墓地

三畝二十五步

二 管理者

和歌山市長

田

口

易

之

彙報

辭令

福島縣へ出向ヲ命ス

鳥取縣農林技手

藤

森

朋

美

依願 免 本官

鳥取縣技手

藤

森

朋

美

(以上三月十四日付)

鳥取縣屬

福

本

竹

雄

内閣へ出向ヲ命ス

地方農林技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラレ

鳥取縣農林技師ニ補ス

十一級俸下賜

經濟部規畫課勤務ヲ命ス

(三月十八日付)

四原吉輝

願ニ依リ本職ヲ免ス

鳥取縣農林技手

三

村

敬

三

願ニ依リ本職ヲ免ス

鳥取縣農林主事補

坂

口

福

藏

(以上三月二十日付)

米子警察署勤務ヲ命ス

警部補

野

田

恒

雄

警察部長書記室主任ヲ命ス

警部補

大

江

庫

三

警察部警務課勤務ヲ命ス

警部補

山

田

廣

雄

警察部警務課勤務ヲ命ス

警部補

岡

本

秀

夫

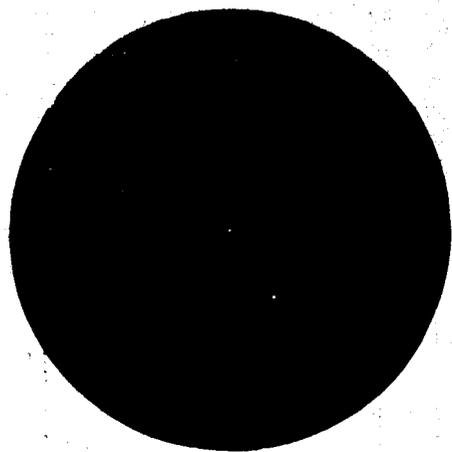
(以上三月二十三日付)

00741

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可) 四二

00742

報特變事



彙

報

第四十七號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

鳥取縣公報 第千百十七號 昭和十五年三月廿九日 (第三種郵便物認可) 四三

目次

- 一 宗教團體法の實施……………(社寺兵事課) 四五頁
- 一 長期建設費の意義……………(時局課) 四七頁
- 一 殘存の金を政府へ……………(同) 五〇頁
- 一 鳥取縣職員精神獎勵員選考……………(同) 五四頁
- 一 四月の典型……………(同) 五七頁
- 一 工業用機械の貸付について……………(商工水産課) 五七頁
- 一 滿洲分村計畫 (その二)……………(規畫課) 六〇頁
- 一 國民服の制定……………(時局課) 六二頁
- 一 集合開拓民の選考……………(社會課) 六四頁
- 一 父なき子供の家庭教育……………(同) 六五頁
- 一 文部省推薦映畫……………(社會教育課) 六七頁

戦力總の心和大に制統



宗教團體法の實施

宗教團體法施行期日たる四月一日も愈々目睫に迫り、關係法令、省令をはじめ、施行細則たる縣令も本日公布せられて萬端の準備は整つた次第である。

宗教團體法の趣旨に就ては既に本報第四號に於て、述べた處であり、關係各位に於ても諒知の事と思ふが、この實施に當り内容に就て簡單に述べることとする。

宗教團體法は劃期的な立法であるから、もとより種々の方面に新規な條項が盛り込まれてゐるが何と云つても特筆すべきは寺院を法人とし(當然法人)其他の宗教團體を法人と爲し得る(任意法人)點であらう。(法第三條)この宗教團體法の法人は民法上の法人とは異り種々な特

質を持つてゐる。破産に依る解散のないと云ふのもこの特質の内では一番大きな點である。又社團的な性質もあれば一面財團的な性質も有してゐる特殊の法人であり、随つて民法上の法人に關する規定中幾分のみを準用されることになつてゐるのである。(法第十五條)

では法人である爲の特典は如何と云ふに、寺院及び法人たる教會は法律上の人格者となり、權利の主體となつて法律的活動が便となり、又財産上からもその保護・管理に萬全を期し得るのである。其の他色々あるのであるが全體に亘つて記述することは到底紙數が許さぬから、以下經過規定に就て説明することとする。

(一) 寺院

現に寺院明細帳に登録せられてゐる寺院は、宗教團體法に依つて設立を認可せられたる寺院と看做されるのであるが、之等の寺院の爲すべき手續事項は次の通りである。

- 1 二年内に寺院規則を定めて知事の認可を

- 2 受けること。
 - 3 實物及び公債社債株式等であつて基本財産を構成すべき財産に就て財産臺帳の登録申請をすること。
 - 4 公衆禮拜用建物及び敷地登録令に依り、公衆禮拜の用に供する建物及び敷地に對し差押禁止の登記の申請をすること。
 - 5 二年内に國有境内地の讓與申請をすること。
- (二) 教會
- 既に教會所、堂宇、會堂、説教所又は講義所の類として設立の認可を受け現に存するものは本法に依り設立を認可せられたる法人に非ざる教會看做される。而して之等のものゝ爲すべき手續としては
- 1 二年内に教會規則を定め知事の認可を受けること。
- (三) 宗教結社

現に存する宗教結社は宗教結社の規則を定め本法施行の日より十四日以内に知事に届出をせねばならぬ。(同時に提出を要する書類及び添付すべき書類は法第二十四條、規則第五十八條及第五十九條細則第二十五條第三十條に規定) この宗教結社と云ふのは、教派、宗派、教團、寺院、教會に非ずして宗教の教義の宣布及び儀式の執行をなす結社の謂であつて、例へば個人が悟を開き獨創的に教義を創り名稱を附して宣布する場合に、多數人が(理論上は二名以上)その教義の其宣布及び儀式の執行と云ふ共同目的の爲に永續的、任意の結合を爲した場合、それが宗教結社となるのである。又未許可の教會、明細帳漏佛堂で宗教行爲を行ふものも一應宗教結社に入るのである。

(四) 佛堂

明細帳に登録せられてゐる佛堂は、二年内に寺院の附屬佛堂となるか寺院となるか教會となるか何れかに身の振り方を定めなければならぬ。

い。身の振り方か定つたならば夫々知事の認可を要する。

そして其の佛堂の財産關係に就て云へば、寺院附屬佛堂となる場合は法人たる宗教團體の合併に關する規定が準用される。又法人に非ざる教會となつた場合は其の佛堂は解散したものと看做し、清算手續を要する。

二年内に以上の身の振り方がつかなかつた場合は其の二年の期間が満了した時に解散したものと看做され清算手續を要する。而して禮拜の施設を引續き存續せしめる時は管理者に於て三ヶ月内に知事に届出を要するものである。

以上大體述べた手續等は單に本法實施に伴ふ一時的事務ばかりであつて、教會に於ては教會規則の制定に依り總代を選定し市町村長に届出を要する外、其の他の事項で異動變更等の場合は夫々認可の申請とか届出を要する事項が色々あるから、關係者はよく法令を熟讀し、本法實施に關して遺憾のないやう協力あらんことを切望する次第である。



長期建設
戰の意義

汪精衛氏を中心とする支那中央政權もいよ／＼成立して世界にその名乗りをあげることになつた。しかし今事變の長期性は益々本格的となりつゝあることを忘れてはならない。汪氏の新政權成立を以て東亞新秩序建設大業の終末への一轉機と考へる如きことがあつたら、それを認證不足の甚しいものと云はなければならぬのである。我が國は今後に於て汪政權の援助や蔣政權の撲滅や、治安の維持や或は新しい建設への協力やに對して彌々多大な盡瘁を要すると共に、他面ソ聯や英米佛に對する問題も益々多事であるべき事を覺悟しなければならぬ。

そも／＼アジアの諸民族は過去三世紀の間、ヨーロッパの政治的壓迫と經濟的搾取とを共通に蒙つて來てゐる。若し今後に於て再び今日

00747

までのやうに日支民族が國民的感情を尖鋭化し、事毎に反撥と抗争を繰り返し行くやうな事になつたならば徒に歐米及びソ聯の策謀に乗せられ、その植民地として呻吟せざるを得ないことになるのである。善隣友好であるべき日支兩國が、近世何故に仇敵の關係となつたかについては、彼我に於て深く反省すべき幾多のものがあらう。即ち支那は國際資本、國際共產黨の力に依存する過去の性格を、日本もまた舊き秩序の中にあつて支那にのぞまんとする性格を、共に拂拭して新しき世界觀による民族的結合を完成しなければならぬ。

新しき世界觀とは各民族互に其の本来を尊重し、各々その處を得、對立を超えた共存共榮彌榮の實を擧げんとするもので、先づこれを日滿支の間に施して新しき秩序を確立し、其の興隆を圖ると共に、世界の平和と進運に寄與せんとするに在るのである。

わが帝國政府の對支處理方針なるものは、實にこの信念に立脚し現實に即して進められつゝ、

00748

よつて世界經濟ブロック戰に耐へ、勝ち得る自給自足の増強し得ることとなり、わが新東亞建設の聖業も確固たる基礎を得られることになる

これ等の諸原則の實效を收めるためには、今後わが國家國民の長期に亘る多大の努力を要することとなり、支那事變は一面長期間持久戰、一面長期建設戰といふ相貌を呈し來つたのであるこの建設戰によつて初めて東東民族の念願とする新秩序は確立せられ、東亞の舊秩序、即ち西歐の政治・經濟侵略政力や共產勢力の魔手より脱却し、解放せられたる東亞の黎明を迎へ得ることとなり、東亞民族の繁榮を齎し得ることとなる。

世はに支那事變に於て數多の尊き犠牲を拂ひ百數十億の國帑を費したにも拘らず、國土も欲せず、賠償金も取らないこの戦ひを、文字通り白紙論を以て判斷し、多大の犠牲を無意義なりと叫ぶ者もあるが、日滿支の心からなる提携は一面に於てはわが國防力を強化しわが國の世界政策の基礎を固め、わが皇道の宣布を基調とす

あるものであつて、東亞の將來を思ふ大乘的な考へ方以外何物も含まないのである。即ち支那事變は容共抗日政權の潰滅せられる日を以て一應終結するものといへる。而して日支をして再び今次事變の如き不幸なる事態を再起せしめざるためには、昭和十三年十二月二十二日近衛總理談中にある支那の獨立を保全する一方、わが國との善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げなければならぬ。

善隣友好の實を擧げがん爲には、日滿支三國は各般に亘つて親密化を圖らねばならぬ。吾等日本國民としてに島國日本に非ざる大國日本國民としての胸襟と、東亞の指導國家としての自覺を持つことが必要である。次には東亞の防衛力を現實に強化し得るの態勢を完成しなければならぬ。この東亞防衛の任務はわが帝國以外にこれを擔當し得るものはない。これによつて北方及び西方より侵入せんとする赤化勢力を制し南は西太平洋の制海權の把握に資し得られることになる。次に日滿支を中心とする經濟結合に

るこの支那事變處理の具顯を見るならば、尊き英靈も満足せられることと拜察する。

成程、犠牲の代償として領土や賠償を取ることは、皮相な功利主義からいへば何等差支へはないともいへやうがかくしては敗戦の支那民衆はよ／＼抗日思想を深刻化し、聖戰の目的を没却するのみならず、いはゆる永久の對立抗争の運命を辿らなければならぬことは火を賭るよりも明らかなことである。殊に民族精神に目ざめたる現代支那は、昔日の支那でないことを考へなければならぬ。日支の大禍を轉じて福となすためには、勝者は謙讓の精神を必要とする。

これによつて敗戦支那をして、わが帝國と共に共同の理想と光明ある對來に向つて相携へて進み得ることとなる。現に滿洲帝國國民は今次事變に方つても、わが帝國の國策に誠心を披瀝して協力しつゝあるのであつて、これ一にわが八紘一字の精神の實證でなくて何であらう。支那の獨立主權を尊重する以上、將來支那の内外政治に向つてかりそめにも干渉がましきこ

とは出来ないとの論がある。日支兩國間は現實に交戦中であり且つ更生の段階にある現實の支那は今さら論するまでもなくわが帝國の指導援助を一日として缺くことは出来ない。帝國の對支援助は、一に支那が新東亞の一翼として、帝國の援助を無用とする完全なる状態にまで育成する趣旨に於て行はねばならぬことは勿論である。

中には、支那事變の完遂に果してわが國力が耐へ得るや否やを論議するものがあるが、これは一にわが國民の決意の如何によつて決するといへる。

わが帝國は支那事變のために既に多大の國力を費した。然るに一面生産力の擴充は年一年と増強せられ、事變前の二、三倍に達しつつあるを見る時、如何に今日のわが經濟力が偉大になりつつあるかに驚かざるを得ない。日支戦争三ヶ年に垂んとするに、わが國土は未だ嘗て戰禍を蒙らず、且つ生活必需品の大部分に恵まれてゐるため、銃後國民の中には時に戰時日本を忘れ、

第三國人の如き言動を弄してかへつて利敵行爲をなす者さへある位である。

これを要するに支那事變に當代日本國民に與へられた建國の皇謨顯現のための光榮ある「行」である。われ等に「一億一心大御心に歸一し、潔齋して「行」に精進する心得を以てこれに當つたならば、如何なる國難も突破し得、偉大なる光明は與へられ、しかも東亞延いては全世界の民族にも惠澤せしめ得ることを知らねばならぬ

× × ×



残存の金を

政府へ！

近頃は金縁眼鏡や金時計、金指環を身につけてゐる人が殆ど見られなくなりました。これは今日の戦争をなし遂げるためには、金は實に貴

重な武器であると云ふことを國民一般の人が深く認識せられて、今まで手許に持つてゐた金を國家の爲に献納したり、政府に賣却せられたことの大きな現れでありまして、洵に喜ばしいこととであります。しかし國民の手許に残されてゐる金の量は尙相當の額に上つてゐるのであります。

實に金こそは凡ゆる通貨の基になるものであると共に、國と國との間の貿易を決済する手段として、爲替の基準となるものでありまして、特に戦時下の我が國に取つては、金を政府に集めて之を活用することは非常に大切なことで、今日戦時財政の努力が大いにこの金の國庫集中に拂はれてゐる所以であります。

全世界の情勢を眺めて見ますと、持つ國と持たざる國との對立が非常に激しくなつて來ました。つまり持つ國は自分が獨占してゐる資源によつて自給自足の道を圖らうとし、持たざる國も亦不足してゐる物を他から求めて、どうにかして自給自足の經濟を確立しようと懸命の努力

を續けてゐます。

然し口こそ自給自足の經濟と云つても、之を成し遂げることは却々容易なことではありません。現に資源が非常に豊富だと言はれてゐるアメリカでさへ、完全に自給自足が出来ないために、不足してゐるゴムや錫等を他國から買つてゐる状態です。

我が國に於きましては事變この方東亞新秩序を建設し、大陸の經濟を開發するために、實に莫大な軍需と幾多の建設資材とを必要とし、國內的には既に一般の消費を極力制限したり、代用品を使つたり、廢品を回收したり、法律の力を以て種々の必要品の統制や配給の使用の禁止さへ行つて、出来る限りの方法でそれ等の物を戦争と大陸經濟開發のために供給することに努めてゐるのでありますが、今後其の目的を遂げるためには尙必要なものを少からず外國から買はねばなりません。

従つて物を外國から買ふにはどうしても金が必要となるのでありまして、皆様が現在御手許

で使つて居られる紙幣や貨幣では買へないので、それで政府では此の非常時局を乗り切るため、一生懸命になつて金を國庫に集めることを圖り、アメリカなり其他の外國から現在我が國が最も必要とするものを買ふために備へて置かうとしてゐる譯です。

そこで政府に金を集めるにはどう云ふ手段があるかと申しますと、大體次のやうな方法があります。それは先づ第一に金を内地や朝鮮、滿洲等から掘り出して金の産額を増すことをはかるのです。次には皆様が現在手許に持つて居られる金を買上げることです。それから残る方法としては、貿易を盛んにして、我が國で造つた品物を外國へ賣つて、其のお金を手に入れること、或は外國の觀光客を我が國に呼びよせてお金を落させるとか、船會社に外國荷物を出来るだけ多く運搬させて運賃を稼がせるとか、ドルとかポンドとかの株券や公債を外國に賣つてお金を手に入れると云ふ方法です。

先づ金の増産ですが、今政府は金の増産を圖

るために凡ゆる方法を講じて居り、順調に採掘が行はれてゐますが、これは將來は多く期待がかけられますが、然し取敢へず必要なものを求めるためには此の増産だけでは未だ足りないのです。貿易にしましても近來餘程輸出超過を示してゐますが、之は滿洲とか關東州、支那等の所謂圖ブロックを含めての數字でありまして、此の圖ブロックを除いた第三國との關係について見ますとまだ大した事はないのであります。この圖ブロックとは我が國とは兄弟のやうな國でありますから、此處から得たお金では外國から物を買ふことは出来ないものであります。こんなことを何時までも續けてゐたのでは、それこそどう云ふ結果が現はれて来るか申すまでもありません。それで政府は何とかしてこの貿易を盛んにして良い我が國の商品を出来るだけ多く安い値段で賣つて、外國からお金を得やうと今必死の努力をしてゐるのですが、今急にどうすると云ふ譯にも行かないのです。

それから又、事變の影響と今度の歐洲戰亂等

の關係から、我が國を見物しやうとするお客も非常に少くなり、海運の収入もまだそれ程の期待が出来ないので、更に外貨證券を外國へ賣つて外國のお金にかへる方法ですが、之もそれほど多くを期待するわけには行きません。それやこれやを考へますと、先づこの際必要とするのは皆様の手許に残つてゐる金を、どうしても政府に集めて之を活用するといふことが今日の時局に處して最も大切な一つの道でありました。この目的を成し遂げる爲には是非皆様の御協力を得なければならぬのです。

實に金を政府に集めると云ふことは目下の急務であります。この金さへ政府に潤澤に集まつてゐますならば、戦争に必要な軍需品は幾らでも作ることが出来又買ふことも出来すし、東亞の新秩序を建設する上にも大變役立つのです。それで皆様の間にある金を集めるために政府はこれまで色々な方法を用ひて居るのですが、まだ國內には相當な金の量が保有されてゐるのであります。政府ではこれ等の民間保有金に對

て何時でも強制的に買上げる法律も出来てゐるのであります。又金が何處に何程保有されてゐるかどう云ふことも昨年の金保有状況調査でわかつて居るのであります。しかし金を國庫に集めると云ふことは、何處までも皆様の自發的な愛國心に俟つのが最も適當であります。皆様が國家の時局を眞に認識せられまして、金さへ政府に賣つて下さいますならば、何も此のやうな法律に依つてまで金を強制買上げ等をする必要はありません。

それで政府はどうしても皆様方の愛國心を更に一層振ひ超さねばならないと、全國的な金賣却の運動を行つてゐる譯でありまして、中央では大藏省を初めとして、内務省や國民精神總動員中央聯盟が中心となり、地方では知事を初めとして市町村や婦人會其他各種の團體が第一線に立つて活動してゐる譯です。

以上申す通り、戦争には絶対に金が必要なのであります。日露戦争の時には我が國は外國からお金を借りて戦争をすることが出来ましたが

今度の支那事變では我が國の獨力で戰爭をしてゐるのです。もう金の飾りは銃後の耻辱です。種々の贅澤品は持つてゐても私共の日常生活には何等の不便もありません。然しそれが國庫に集中されましたならば、偉大な働きをするのだと云ふことを誰もが深く心に感じて、尙保有されてゐる一切の金を御國の爲に捧げやうではありませんか。

x x x



鳥取縣國民

精神總動運動

(三月二十日精動委員會決定)

昭和十五年度に於ける國民精神總動員運動に

付ては、既に決定せる各種方策要綱に基き其の具體的實踐を一層強化持續擴充すべきは勿論であるが、支那新中央政權の誕生により支那事變の處理に一新轉機を畫したるも、國際情勢の轉移に伴ひ帝國國運の隆替を決する重大なる時機に直面し、國民の日常生活に於ては一段の困難を覺悟せらるべき時に當り本運動の飛躍的進展を圖る必要がある。

加るに本年は光輝ある紀元二千六百年に相當し長くも紀元の佳節に方り 詔書を煥發せられ聖戰下國民の嚮ふべき方途を昭示せられたるを以て

聖旨を奉體し此の意義ある年を期して肇國の大理想を昂揚して愈々強力日本の態勢を確立し、東亞新秩序の建設に邁進する爲、益々堅忍持久の精神を振起し舉國不動の決意を以て事變目的貫徹に邁進せんとす。

第一 運動の三大重點

國民精神總動員の具體的實踐を強化持續擴充する爲運動を重點主義に依り推進せんとす。

一 戰時意識の徹底

戰時意識の徹底を圖ることは、國民精神總動員の先行要件なるを以て左の諸點に付時局の真相を普く國民に滲透するやう一層努力し全國民をして行住坐臥戰時たる意識に即して行動せしむること

1 聖戰の眞義闡明

肇國の大理想と光輝ある國史に基き東亞新秩序建設の世界的意義を強調して益々勇往邁進の氣魄を昂めること。

2 援蔣諸國の動向と國民の決意

援蔣諸國の動向に徹し帝國の意圖する東亞新秩序の建設に對する第三國の干涉に對しては斷乎之を排撃する國民的決意を確立せしむること。

3 事變處理と國力の充實

新支那中央政權を撫育發展せしめ新秩序の建設を爲すには之に對する第三國の干涉を排撃する爲軍備の充實

二 戰時生活の推進

戰時の意識に立脚して、舉國一體たるの國民的信念の下に皇運扶翼の奉公精神を國民の日常生活の間に具現するに努め以て戰時生活を確立せしむること。

1 簡素奉公生活の實踐

古武士の實踐せる、剛健にして素朴なる經濟生活を新しく打立て國民の生活水準を引下ぐると共に一層奉公精神を日常生活に具する爲勤勞倍加生産確保、物資節約、廢品回收、金集中、貯蓄勵行に努め不撓不屈如何なる困難にも堪へるの精神力を振起すること。

2 戰時經濟道德の確立

戰時重大時局の意義を忘却せる非國

民的行為及び一切の不健全現象を根絶し、戦時國民道德の確立により、東亞の指導的立場にある大國民的道德の具現を期すること

その爲に公正價格の遵守、闇取引、賣惜み、買溜、買占等の利己的行為を徹底的に排除すること

3 食糧の充實確保

食糧生産に關與するものは極力其の増産に力め、然らざるものに於ても空閑地、荒蕪地を活用して生活の勤勞化、生産化を圖ると共に眞劍なる節米混食を行ひ積極、消極の兩方面より食糧の充實確保を行ふこと

4 思想國防の強化

事變處理の進展に伴ひ思想國防の重要性益々加はるべきを以て防牒の徹底を期すると共に國論を統一強化し民意を暢達し眞摯なる國民の聲を百般の施政に反映せしめて以て舉國一體

の實を擧ぐる爲、言論機關の協力、社會教育機關の活動を活潑ならしむること

5 前線銃後一體

銃後の熱意を一段と旺盛にし前線銃後一體たる國民的信念を昂揚し皇軍に對する慰問感謝、遺族家族の援護の完璧を期すること

三 戦時態勢の強化

事變の完遂を圖り聖戰の意義を全くして皇運扶翼の大道を實踐するには常會の機能に俟つこと多きを以て之が整備強化に依り特に銃後態勢を強化し時局下諸般の施策を滲透徹底せしむること

1 常會の未整備地域を解消せしむること

2 既に整備の終れる方面に對しては之が運用を萬全ならしむること

3 指導者の養成施設に特に力を用ひること

第二 特に留意すべき事項

一 國民精神總動員運動の具體的實踐は國民の理解と之に發する自主的意志に依つて初めて期せられるものなるを以て官民舉つて凡ゆる機會、方法に依る啓發宣傳に力めること、特に新年度を期し戦時態勢強化を目的とする運動を實施すること

二 縣内各地に分布せられてゐる行政、警察教育、産業等各種機關をも動員して國民精神總動員運動の徹底に力むること

三 都市に於ける國民精神總動員運動の實績は未だ不充分なるものあり、他の方面に及ぼす影響の甚大なるに鑑み特別なる徹底對策を講ずること

四 社會の指導的地位に在る者並に般販産業關係者に一段の注意と實踐を促すこと

五 戦時生活推進とは家庭に於ける主婦の努力工夫に俟つ所大なるを以て、特に婦人に對し積極的協力を求める方法を講ずべ

六 運動の實績を不斷に調査檢討し、是正すべきものには速かに對策を講じ、不徹底の向に對しては飽く迄も實踐を貫徹せしむる爲不斷の努力を拂ふべきこと

七 本年度の運動實施に於ても左記事項は之が實踐に力むること

1 小我を捨て大我に就く精神を發揮し一切の紛争確執の絶滅

2 冠婚葬祭、社交儀禮の刷新

3 諸會合の時間勵行

4 獻酒交盃の禁止

5 奢侈生活の禁壓、浪費濫費の防止

6 手持品生活の強調

7 國民服の普及と國民儀禮章の佩用

8 禁酒、節酒の強調

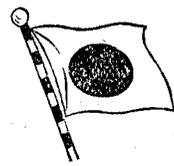
9 街頭不謹慎者の一掃

10 歡樂行為の自肅勵行

11 宴會、會食の單價切下、品數制限、時間短縮

- 12 學生、生徒、男女青年層の勤勞奉仕
- 13 都市農漁山村の互助一體化
- 14 各種機關の協調強化による奉公

四月の



奉公日

興亞奉公日は昨年八月内閣告諭を發せられ、本縣に於ても知事より告諭せられて、戦場の勞苦を偲び一億一心興亞の大業翼賛を恒久實踐するため、毎月一日を奉公日と定められて以來これが勵行をなしてゐて、このことについては再三記してゐるのであるが、昭和十五年度は本縣國民精神總動員實施方針に基き、戦時生活を強力に推進することになつてゐるので、來る四月には興亞奉公日の實踐項目の中特に

- 一 簡素奉公生活の實踐
- 二 戦時經濟道德の確立
- 三 戦時食糧の充實確保

等戦時生活を推進するに必要な事項を地方の實情によつて強調し、積極的實踐の出發日たらしめることゝなつた。

市町村當局に於ては率先垂範の意味からも特に此の日常會を開催して農産物の増産、國民貯蓄奨勵の實行を協議せられたいものである

× × ×



工業用機械 貸付について

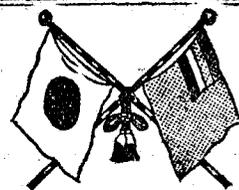
本縣に於ては三月十二日告示第百四十一號を以て工業用機械の貸付規程を發布せられた。これは事變下に於ける物資動員計畫の實施に依り休業の己むなきに立れる中小工業者中資力極めて薄弱にしてその設備、技術又劣弱なる所謂弱小工業者に對する事業の維持及び轉換を促進するため、弱小工業者の組織する工業組合に對し

て機械の貸與技術の指導等をなし、中小工業の振興を圖り、これ等弱小工業者の轉業促進に資するものであつてその規程の概略を記すと次の通りである。

- 1 工業用機械は工業組合に對し貸付せられるのであるが、特別の事由ある場合には組合を経て組合員にも貸付せられ、その期間は貸付の日より起算し五年とつてゐるが、期間満了後でも引續き貸付を許せられる場合がある。
- 2 機械の貸付を受けむとする者は所定の様式により出願するのであつて、必要あるときはその書類や圖面等を提出せねばならぬ。
- 3 機械借受者は貸付機械に對しその貸付の日より商法第四百一條の規定に依り知事を受取人とする最高額の火災保險を付することゝなつてゐる。
- 4 借受者は毎年四月及び十月の各二十日までにその前六ヶ月間に於ける機械の使用状況及び成績を、又貸付機械に重大な故障の生じた場合はその原因及び状況を遅

滞なく報告することゝなつてゐる。

- 5 貸付機械は借受者に於て善良なる注意を以てこれを使用し、修繕を要するときはその經費は借受者が負擔するのであるが借受者の故意又は重大な過失による機械の滅失又は毀損せしめたるときは賠償せねばならぬ。但し知事が保險金を受領する場合はこの限りではない。
- 6 知事は機械に關し官吏又は吏員をして臨檢せしめ、又必要ある場合は適當なる處置をなさしむることゝなつてゐる。
- 7 貸付の目的を達したものと認むる機械は相當な價格を以てこれを拂下げらるゝことがある。
- 8 機械を二月以上使用休止し事業を廢止し又は一月以上休止したとき、借受者が禁錮以上の處分又は禁治産若しくは破産の宣告を受けたとき、貸付規程又は規程に基づく命令を遵守せざるときは知事は借受者に對し機械の返還を命することゝなつてゐる。
- 9 機械の貸付又は返還に要する一切の費用は借受者の負擔である。



滿洲分村計畫

(その二)

分村計畫とその方法

前述のやうに本邦農家の約六割四分は一町歩未満の耕地耕作者であるが、それ等の人達の一戸平均の實際耕作面積を見ると僅かに四反七畝に過ぎない。これ等は勿論大部分が兼業農家であり、兼業農家中百二十八萬四千戸は雇傭労働に依り、辛うじてその日の生活を支へてゐる人達である。

兼業。云つても農村に於けるそれ等の収益は多寡の知れたものであり、殊に雇傭賃銀の如きは、昭和九年の救農土木事業の際の如き、大の男が一日僅か六十錢で出役し、それでも仕事にあぶれたものが少くなかつたことは今に記憶に新たなところである。斯うした當てにならない

ことを當てにして、その日のかすかな生活を送らしめることは、單に農民の經濟生活に止まらず、精神生活の安定に大なる支障を來し、子孫の將來に付ても何等の見透しも付かずに儂き生涯を終ることになる。

然るに滿洲では開拓民一戸當り十町歩の耕地と、別に十町歩の共同採草放牧地が割當てられるのであるから、農業專業に依つて立派に生活を持続されるのみならず、入植僅に數年の開拓生活で、立派な畜農業に依り、既に相當に餘財を積んでゐるものが少くない。従つて滿洲入植に依つて農家個々の更生されることは、如何なる方法に依るも疑ふ餘地のないことである。併し農村そのもの、更生には一村から二戸や三戸を送出したのでは、井戸の水を釣瓶で汲み出すやうなもので、汲み出された水は外にあつても、井戸の中の水位は汲み出されない前と更に變りがない。斯うした開拓民の送出では農村の更生には一向寄與するに到らない。また折角志を立て入植した人達でも、二戸や三戸が全然面

識もなく、方言や習慣を異にする地方の人々の中に混じたのでは、何がなし心に滿されないものがあり、屯墾病にも罹り易くなる。北海道の諸村で集團移住をした所に特に良い成績の擧がつてゐるものが多いのも、同村同郷の人の纏つてゐるためなのだ。

そこで母村の更生にもなり、開拓民の福祉を増さしむるにもなるのは分村計畫の實行を措いて他に求むるものはない。農林省では昭和十三年から分村計畫を豫算に取上げ、同年に二百七十五町村、翌十四年には四百五十六町村を指定し、本年も経續されるのである。滿洲國の開拓村は二十戸乃至三十戸を單位とする十部落を以て一村を組織するのであるから、一村は二百戸乃至三百戸となるわけだ。かうした開拓村を作るために、内地の一町村からそれだけの戸數を送出するもよく、或は母村更生の關係からそれだけ多數の農家を送り出す必要のない場合には、數村聯合して一開拓村を形成してもよい前者の例は長野縣大日向村にこれを求め得べく

後者の例は三重縣多氣、一志兩郡に跨る五箇村聯合滿洲神路郷の建設がそれである。

入植するものは農業者を中核とし、村民の大多數をこの層から取るのは勿論であるが、農村は農業者だけでは出来上らない。大工・左官・鍛冶屋・建具屋・ブリキ屋・農機具修繕者・踏鐵工はいふ迄もなく、神職・僧侶・醫者・産婆・役場吏員教師もなくてはならない。これ等の人々もその本來の職業の傍ら若干の農耕を行ふことにより個人としては愈々生活を安定し、村としては機構が完備し一舉兩得である。

かく二百戸乃至三百戸の一村を形成するものを集團開拓民と稱し、從來は一戸當り一千圓の政府助成であつたのが、今七十五議會を豫算が通過したので一千四百五十圓に増額されることになつたのである。この外營農資金として一戸當り約二千圓が低利で長期の年賦貸付を滿拓公社から受けるのである。

以上とは別に滿洲の所々殊に市街地に近い所などに、五、六百町歩から千二三百町歩位の集

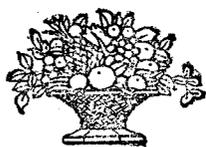
圃した農耕適地がある。かうした所にも五、六十戸から百戸位の開拓民を入植せしめ得られるこれ等の場所に入植するものを集合開拓民と呼び、これに對しても一戸當り前者と略同様の政府助成金があり、滿拓公社からの低利資金の融通もある。故に一村を組織する戸數には足りないが、相當纏まつた戸數を送出する必要がある農村ではこの方法に據るを便とされてゐる。

滿洲が農業に適することは、現在三千六百萬人の住民の大部分が農民であることが何よりの確證であるが、それでも一村・一部落を擧げての集團又は集合開拓計畫には、一應現地や開拓村を熟視するの要がある。さうした場合計畫實行の中心人物が現地に出張して充分の調査を行ふことは、計畫實行の裏付けをするに大切なことであるから、衆望を負つた實行力のある人物をそれに當らしめるがよい。分村計畫を指定された町村には、これに對しても相當額の助成がある。

併し滿洲は廣いといつても土地には限りがある。

る又土質や地勢にも優劣もあらう。分村の必要を認めた町村は成るべく速に實行に移るべきだ早ければ早い程よい土地が授かるといふから、遅れて不覺を取らないことが肝要である。

國民服の制定



國民服制定については昨年以來國民精神總動員中央隊盟で六十數回に亘つて評議を重ね、制服の様式方法等の大綱が出来てゐましたが、後陸軍厚生兩省の援助を得、外廓團體被服協會を督勵して積極的實現工作を進め、いよゝ經濟、堅牢、活動、威容等一切の諸要件を包含した常用服の成案が出来上りました。

新に制定された國民服は從來の背廣と同様に一般常服として着用し、一朝有事の際は僅かの

加工によつ直ちに軍用に供することが出来ると言ふ平戰兩用を主眼としてゐます。日本服の特質、洋服の長所等を取り入れたもので今までの背廣とは大差がないやうに見えますが、カラーネクタイ、ワイシャツ、チヨツキを全廢してゐる點が特徴です。

種は上衣一號、二號、三號、四號、中衣一號、二號、三號、四號とあつて、中衣は上衣を脱いで仕事をする時にはワイシャツに代り、時には上衣の代用をするやうな形式になつてゐます。又中衣の下に和服を着てもよく、上から和服を着て下衣のやうにもなるので外出から歸つた時など上衣をぬいでドテラでも羽織でも着たらよいわけです。

上衣一號は襟を小開きに立襟とすることが出来る、ポケットは縦型につけ、前面に肩から裾形切り返しがあり(修繕の時はそだけ替へられる)縫ひつけのバンドで腰を安定し、左右裾に脇割があり、袖が寛やかで和服の下に着ても窮屈でない位です。

上衣二號は襟、袖口及び腋下の形は一號に準じてあつて、ポケットが大きなのは現代各國の新軍服の傾向と一致してゐます。背面の縫目はザイバラ式として後襟が附してあります。また腰線に縫目があるので腰線を美しく見せます。

上衣三號は一般背廣服型裁斷をそのまゝ採用してあるので現状より飛躍せず、角型の蓋附ポケットが軍國調を思はせます。上衣四號は襟のホックを一箇又は二箇にして立折襟式で、かくしボタンにすれば滿洲國協和會服と同じです。一、二號型上衣の襟は平常折り襟ですが、立襟にすれば四號型上衣の襟と同じに非常時態勢をとることが出来ます。

中衣一號は取りはづしの出来る襟布をもち、ポケット及び腰帯は自由としてあります。中衣二號は日本服を近代化したもので、裁斷は非常に簡易なのが特徴です。中衣三號は日本服傳統型を最も濃厚にとり入れたもので、背縫管襷及び下服襷が附してあります。中衣四號は上衣四號と同じ形式で、合せ襟を原則としてゐます。

今後新に常服を調製する人は、なるべくこの國民服を作ることによつてこの制服が普及するやう努められたいと思ひます。

× × ×



集合開拓民とは何か

現在滿洲國には約二千萬町歩程の耕地可能の未墾地がある。滿洲移住協會では此の二千萬町歩の中一千萬町歩に對して、日本から開拓農民を廿ヶ年に百萬戸五百萬人を入植させるべく非常な力瘤を入れてゐる。

第一次の集團開拓民を實施してから多數の鐵の戰士が入植してゐるのであるが、併し此の計畫の第一期と云はれる昭和十二年度から十六年

度まで五ヶ年間の計畫戸數十萬戸に對して、十二年度から十四年度までの三ヶ年間に僅か一萬戸程度に過ぎず、又集合開拓民(自由開拓民の改稱)は約二千戸に過ぎなかつた。

をこで斯うした事情に鑑み、且つ各方面からの要望に應じて計畫されたのが大量入植を目的とした集合開拓民計畫である。之は集團開拓民だけに重點を置く時は、一集團の戸數が二百戸以上に制限されてゐるために却々募集が困難であつた。又三十戸以上百戸までの分村を建設しやうと云ふ熱望が非常に多いので、日滿兩國政府では戸數に制限を置かずに積極的の之を獎勵し、且つ希望者のある限り出来るだけ大量に入植させやうと云ふのである。

集合開拓民と云ふのは從來の集團開拓民と自由開拓民との中間を行くものであつて、政府が補助金を交付して積極的に獎勵するのである。従つて從來獨自の力に依つてしてゐた自由開拓民とは其の趣を異にする譯である。

集合開拓民は原則として成るべく三十戸以上

百戸位の集團として入植することになつてゐるが、特別の事情がある場合は十戸以上でも差支へない。又之等の入植代表者が豫じめ現地視察を希望するものに對しては、拓務省並に滿洲國開拓總局から若干の補助金を交付される場合がある。

入植地には先遣隊の合宿程度の簡單な家屋を滿洲國で豫じめ用意することになつて居り、場合に依つては滿農家屋を買収して之に充てる方法も考慮されてゐる。更に開拓民の個人家屋は滿洲國の開拓廳や滿拓の援助に依つて開拓民自ら建設することになつてゐて、之の建設費は滿拓公社から融通せられる。

農耕面積は大體集團開拓民と同様であるが、唯集合開拓民用地は鐵道の沿線地帯等で比較的交通の便利な地方、或は都會地に近くて經濟的に有利な地方が多い關係上、充分採算が取れるところから集團開拓民とは必ずしも同一ではない。南滿地方とか水田の多い地方、又は都市の近郊では一戸當り五町歩程のところもある。

集合開拓民に對する補助金は、之までは自由開拓民であつた關係で渡航費其の他一戸當り五百圓以内であつたが、自由開拓民を集合開拓民に改稱して積極的に獎勵するやうになつたので拓務省では十五年度から増額する意向であるし又滿洲國でも集團開拓民に準ずる補助金を交付することになつて居る。

× × ×



父なき子供の家庭教育

今次事變以來御國のために一身を捧げた勇士の數は相當多く、此の中には愛兒と共に残され

たうら若き妻女の數も少なくないのであるが、一家の支柱と頼む父を失つて、將來此の子供を立派に育て、第二世として父の遺志をつがしめんとする之等數多き母の苦難は並大抵ではないのである。依つて次に父なき子供の家庭教育に付き簡單に記して子供を持つ母へのよすがとしたい。

父のない家の子供の教育を、母の手一つで教育することは却々一通りの困難ではない。其の母の立場の淋しさ、頼り少なさ、其のために人知れず涙に濡れることもあり、又ふと思ひ悩んでうなだれることもあるだらう。それは無理からぬ母の立場である。けれどもそれでは子供はさうなるのであらうか。

父に別れての當座は勿論淋しいであらうが、大體に子供はさう始終悲しんではゐないのである併し平氣であるとか無頓着であるとか云ふのではないが、それ程こま／＼と氣にしてはゐないであらう。平氣ではないかも知れないが元氣であり、無頓着ではないかも知れないがさう洗ん

ではゐない。そこが子供であつて又子供のよいところである。詰り境遇なんかに負かされないのである。其の子が悲しかるべき筈の身の上を意識しないで、兒童の幸福を他の子供と差別なく保有し得る第一の理由は母があるからである同じ片親の子供であつても、父のない子供と母のない子供とは大きな相違がある。世間のことや物質的なことに付ては父のある方が都合がよいであらうが、肝腎の家庭生活に於ては云ひやうもなく淋しさを感じ、考へるともなしに家庭的不幸を感じさせられるあらう。

抱いて貰へない、周到な世話がして貰へない、甘へることも出来ない。富があり父に社會的地位があつても、子供には何の幸福もないのである。子供は唯母さへあれば家庭的な幸福感に浸り得るのである。

場を能く知らなければならぬ。

母は絶へず身の末亡人であることを忘れてはならぬ。母の悲しみも知らないで子供は幸福感に浸つてゐるのであるから、自分の悲しみや悩みを以て我が子の幸福感を害してはならない。片親と云ふことを平生忘れさせ、又慮れて育てるところに父なき家の家庭教育の一番の要訣があるのである。

亡き父を以て我が子の精神を激勵し、自重せしめ、奮起せしめるのはよいけれども、子供の素質如何に依つては餘りに強過ぎる要求となることが多いとは云へない。餘りに不適當な過大な要求は屢々非教育的となり、徒らに子供の家庭幸福感を破壊し、意外の悪結果を生じたりすることもあるから、此の點充分に考慮しなければならぬ。

母が弱氣であつては、我が子の幸福感を冷却し稀薄ならしめる。父なき家の母は其の家の大黒柱であることに於て、又親としての第一義たる我が子への抱擁力に於て二人分の大きな力を

持つてゐるのである。さうして我が子を安心させ信頼せしめ得る原動力なのである。

其の母が常の母と變らず頼母しい母の手の持主であり、我が子のための日々の太陽でありさへすれば、父なき家の子供の家庭教育は立派に解決せられるのである。

x x x



文部省推薦映画

左記の映畫は國民文化の向上のために資するものありと認め、文部省の推薦映畫として推薦され、今回文部省より本縣に對して通知せられたものである。

00767

一、文化映畫「新大陸建設の記録」 八卷

社団法人同盟通信社製作
(昭和十五年二月三日推薦)

これは内閣情報部監修に成り、支那大陸に於ける我が東亞新秩序建設といふ大事業が如何に遂行せられつゝあるかを示すもので、戦火の跡に進捗しつゝある産業、交通、文化に關する建設の過程と、これに對する皇軍の勞苦とを具體的に知らしめ、此の種の映畫として優秀なものである。

二、劇映畫「最後の兵まで」 八卷

獨逸ウファ會社製作
(昭和十五年二月三日推薦)

本映畫は第一次世界大戦に於ける獨軍西部戦線に取材した獨逸映畫であるが、この中に盛り込まれた崇高な責任感犠牲的精神と、その勇敢なる行動は普遍的なものとして我々日本人にも深い感動を與へるものである。技術的には多少の難點はあるが最近の外國映畫中異色あるものとし

て推薦されたものである。

三、文化映畫「炭焼く人々」 二卷

大阪毎日新聞社 製作
東京日々新聞社

(昭和十五年二月十六日推薦)

本映畫は木炭の製造方法を示しつゝ、雪深き北國の山中に於ける炭焼きの生活を清新な手法を以て描いたもので、我々が日常使用する木炭が如何なる勞苦の下に如何なる方法を以て製造されるかを知り、且又北國に於ける山村生活の一斑を知る上に興趣深いものがあり、日本映畫としては録音技術の優れたものである。

x x x x

00768

三月二十七日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第九號掲載内容

- 一 表紙 大陸についた人形使節
- 一 汪氏歡迎に忙しい南京
- 一 擁護汪先生ノ上海
- 一 大陸に走る和平街道ノ經濟開發にはまづ道路が必要、新中央政府の誕生を心から喜ぶ支那民衆は勤勞奉仕の幟もたのしく山嶽地帯に道路を建設する
- 一 タイ國の看護婦東京留學
- 一 武勳に輝く海の荒鷲
- 一 海を描く美校生ノ東京美術學校、洋畫科生三十名は房州勝浦町の漁民道場に合宿して、劃期的に卒業制作「怒濤」を描くべく、海の精神の休得につとめてゐる
- 一 歐洲寫眞宣傳戰
- 一 春の科學一坪の地にも野菜を植えませう
- 一 禮物ページ

○支那新中央政府の成立
内閣情報部情報官 本野盛一

○砲火と共に逆巻く歐洲宣傳戰 (下)

○季節託兒所の保姆日記からノ草笛 (上)
○春の科學ノ異常心理
警視廳防犯課 貴具 正勝

○海外小説
○寫眞週報問答
○漫畫

週報第八十號掲載内容

- 一 新國民政府の誕生 (内閣情報部)
- 一 中央政治會議の經過
- 一 滿洲國軍の現況 (陸軍省情報部)
- 一 時局下に於ける農家の副業 (農林省)
- 一 報國號飛行機の獻納 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 戰時統制物資講座 (十一) (農林省)
- 一 農林水産業用資材 (上) (外務省情報部)
- 一 ソ芬講和成る (外務省情報部)
- 一 特別寄稿 二千六百年史抄(八) (菊池寛)

x x x